

## 住宅性能表示制度 音環境に関すること

### 窓に換気装置を取り付けた場合の透過損失等級（開口部）評価について

窓には図1のように換気装置が取りつくケースがあります。このような換気装置が取りつく窓を設置する場合における透過損失評価（開口部）の考え方についてまとめました。

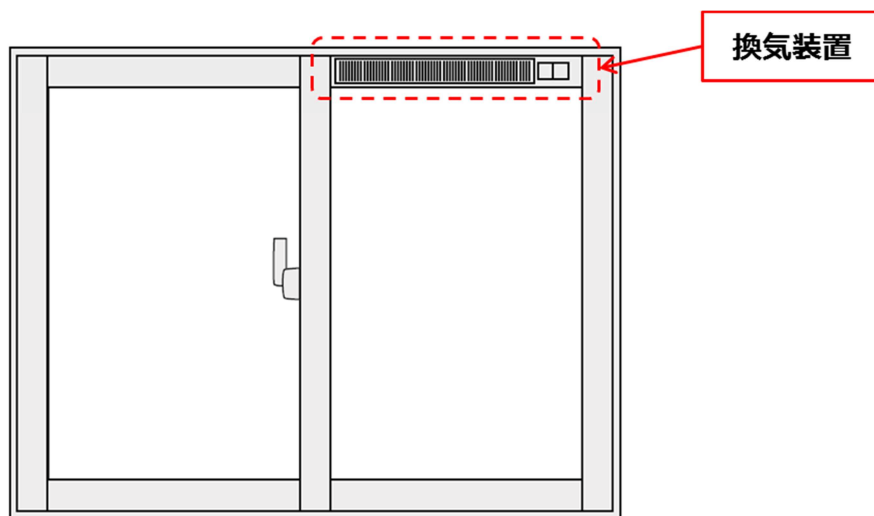


図1 換気装置付窓の例

住宅性能表示制度における透過損失等級（外壁開口部）の評価では、換気口は評価対象外となっていますので、「換気装置を閉めた状態」の性能値をもって等級判断が可能となっています。

換気装置付の窓を第三種換気の給気口として使用する場合には、換気装置付の窓の性能値を確認する必要があります。換気装置は常時開状態となることから、換気装置が取りついていない窓に比べて音の透過量が多くなりますが、換気装置付の窓の透過損失等級を判断する際には（一社）住宅性能評価表示協会が示す『サッシ等の遮音性能に関し 試験体と同等の性能を有すると認められる評価品の範囲を定める基準』（以下ガイドラインという）に基づき、換気装置を閉めた状態で評価を行うことができます。

**【ガイドライン掲載先】評価を行う際は必ずご確認ください。**

<https://www.hyoukakyokai.or.jp/faq/guideline.html>

以上